

会議録目次

令和 7 年第 7 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 9 時 00 分 開議

日程第 1	認定第 1 号 令和 6 年度決算の認定について	3
日程第 2	認定第 2 号 令和 6 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について	3
日程第 3	認定第 3 号 令和 6 年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算 の認定について	3
	（閉会）	6

令和7年第7回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 令和7年9月1日(月)

2. 招集の場所 海田町議会議事堂

3. 開議 9月9日(火) 9時00分宣告(第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 15番 | 崎本広美  |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員(1名)

14番 多田雄一

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 15番 | 崎本広美  |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員(1名)

14番 多田 雄一

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |        |
|-----------|--------|
| 町長        | 竹野内 啓佑 |
| 副町長       | 夏目 啓一  |
| 教育長       | 森山 真文  |
| 企画部長      | 脇本 健二郎 |
| 総務部長      | 鶴岡 靖三  |
| 町民生活部長    | 丹羽 勤   |
| 福祉保健部長    | 森川 雅枝  |
| 建設部長      | 木村 生栄  |
| 教育次長      | 新藤 正敏  |
| 企画部次長     | 吉本 真人  |
| 建設部次長     | 門前 誠司  |
| 資産活用課長    | 久保隅 聰  |
| 財政経営課長    | 倉本 勇登  |
| 総務課長      | 中村 修介  |
| 防災課長      | 松井 良哲  |
| デジタル推進課長  | 富田 誠   |
| 地域みらい課長   | 山田 長秀  |
| 税務課長      | 杉本 幸穂  |
| 住民課長      | 水川 綾子  |
| 社会福祉課長    | 田村 健二  |
| こども課長     | 大村 隆   |
| 長寿保険課長    | 岩本 宏美  |
| 健康づくり推進課長 | 下田 由香里 |
| 建設課長      | 早稲田 誠  |
| 上下水道課長    | 吉川 寛   |
| 学校教育課長    | 立田 春美  |

生涯学習課長 下野武士  
会計管理者 森原知美  
文教施設整備室長 重西康平

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 中山えり
次長 戸成正考
主任 須崎亮

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

日程第1 認定第1号 令和6年度決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和6年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第3 認定第3号 令和6年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めております。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内では、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、音が鳴らないようにしていただきますようお願いを申し上げます。確認をしてください。なお、体調管理の観点から、上着の脱衣を許可をいたしますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付しております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第1、認定第1号、令和6年度決算の認定について、日程第2、認定第2号、令和6年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、

及び日程第3、認定第3号、令和6年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。この3件については去る9月2日の本会議において、決算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めたいと思います。決算審査特別委員会委員長、玉川委員長。

○7番（玉川）委員長の玉川です。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、令和7年9月1日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、御手元にお配りした報告書のとおりでございます。

審査の結果でございますが、認定第1号、令和6年度決算の認定、認定第2号、令和6年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、認定第3号、令和6年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、いずれも全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより各議案について順次採決を行いたいと思います。

まず、認定第1号、令和6年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第1号について採決を行います。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第1号について、認定することと決します。

続いて、認定第2号、令和6年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第2号について採決を行います。お諮りいたします。認定第2号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決します。

続いて、認定第3号、令和6年度海田町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきであるというものでございます。討論ござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、認定第3号について採決をいたします。お諮りいたします。認定第3号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第3号については認定することと決します。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許可します。竹野内町長。

○町長（竹野内）9月1日から開会をいたしました令和7年第7回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。本定例会に提出をさせていただいておりました全ての議案と、先ほどの令和6年度の決算の認定につきまして、御議決、御認定いただきましたこと誠にありがとうございます。次にですね、本町職員が収賄の容疑で逮捕された件につきまして、9月4日に初公判が行われ、当該元職員に懲役1年2か月及び追徴金が求刑をされました。この件につきましては10月2日に判決が言い渡される予定となってございます。改めましてではございますが、本町の信用を著しく失墜させる事態を生じさせたことを心より深くおわびを申し上げたいと思います。今後、全ての職員にですね、公務員としての正しさを強く求め、信頼に足る行政としてお認めいただけるよう、町民の皆様、議員の皆様の信頼回復にですね、職員一丸となつて取り組んでまいる所存でございます。また、本定例会におきまして可決をされました

問責決議につきまして、この内容を、私自身真摯に受け止めをさせていただき、また深く反省をし、私の至らぬ点、足らざる点をですね、日々改善をしながら精進をしてまいりたいというふうに考えてございます。これからもですね、議員の皆様、なお一層ですね、御指導、御鞭撻をいただきながらですね、町政を前に進めていきたいと思いますので、御理解、御協力のほどよろしく申し上げまして、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（桑原）以上で、令和7年第7回海田町議会定例会を閉会したいと思います。大変御苦労様でした。

午前9時08分　閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員